

大阪市規則第124号

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市屋外広告物条例施行規則（昭和31年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第3条の2関係） ア <u>重点届出区域（国道2号地区を除く。）の区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（一部を除く。）に係る基準</u> [表 略] 備考 1 この表は、重点届出区域（国道2号地区を除く。）の区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件について適用する。ただし、当該広告物又は掲出物件のうち、集会、展示会その他これらに類する催しのため一時的に表示し、若しくは設置するもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに一時的に表示し、若しくは設置するものについては、この限りでない。 [2 略] イ <u>重点届出区域以外の区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件等に係る基準</u> [表 略] 備考 1 この表は、重点届出区域以外の区域	別表（第3条の2関係） ア <u>重点届出区域（国道2号地区を除く。）に係る基準</u> [表 同左] 備考 1 この表は、重点届出区域（国道2号地区を除く。）の区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に適用する。 [2 同左] イ <u>重点届出区域以外の区域及び国道2号地区に係る基準</u> [表 同左] 備考 1 この表は、重点届出区域以外の区域

及び国道 2 号地区の区域内に表示し、 <u>若しくは設置する広告物若しくは掲出</u> <u>物件又はアの表備考第 1 項ただし書の</u> <u>規定の適用を受ける広告物若しくは掲</u> <u>出物件に適用する。</u> [2 略]	及び国道 2 号地区の区域内に表示し、 又は設置する広告物又は掲出物件に適 用する。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年11月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の規定による許可の申請がされる屋外広告物又はこれを掲出する物件について適用し、同日前に当該許可の申請がされた屋外広告物又はこれを掲出する物件については、なお従前の例による。